

議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第七十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、新たに武蔵野台児童遊園を設置することに伴います。改正でございまして、内容につきましては、当該遊園は民間業者の宅地分譲を実施した際に、現在私どもの方でありまして福生市宅地開発等指導要綱に沿いまして、用地を確保し、遊具を設置して寄付していただくということになっております。それに基づきまして今回登記が済んだものでございます。場所は福生市武蔵野台一丁目二番地五二、交運社福生工場の南側に位置いたします。高圧線下を利用いたしまして主に幼児、あるいは児童、もう少しつたものを対象といたしました約二百二十平方メートルの遊園でございまして、

条例の改正願いといたしましてはここに記載のとおり別表の中に親和児童遊園の次に武蔵野台児童遊園、福生市武蔵野台一丁目二番地五二を追加しようとするものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第七十五号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第七十六号福生市都市公園条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第七十六号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公園の整備拡充に伴いまして、名称の変更をいたすための条例改正でございます。

名称は、福東児童公園ですであつたわけでございますけれども、この「児童」を削除しまして「福東公園」といたしたいというものでございます。いままで児童公園に隣接しておりました防衛施設庁の管理用地、これをさらに毎年追加追加で借地をしてきてゐるわけでございますけれども、仮称熊川武蔵野地区広場整備工事といたしまして、五年間に工事を施工してきたものでございますが、この関係につきまして一応テニスコート一面と広場が整備がされます。したがって、こういった機会にこの福東児童公園を全体をとらえた形で福東公園というふうに今後改めて管理運営をしていくというわけでございます。現在のところ約二万三千平方メートルの広さに相なります。今後、これにつきましてはさらに陳情、要請を繰返しまして、あの周辺、地元の御協力をいただきながら一応の公園整備、あるいは広場、それから緑地保存、そういう観点から整備をしていきたいというふうに考えております。

内容といたしましては、ここに記載のとおり別表の福東児童公園を福東公園に改めようとするものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

雅駁でございましたけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いいたします。
○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番（塩野鉄之助君） 本案に対しては別に異議はございませんけれども、一般市民の中より牛浜球場の名称を福生市球場にかえたらどうかという、こういう意見が非常に市民の声があるわけです。

たとえば体育館にしても福生市体育館、水泳場にしても福生市——ということをつたっているわけです。ことは朝日新聞の予戦に対しても牛浜球場というところでございます。その牛浜球場はどこにあるんだということになると福生市を上へ入れなかならない。そういう面につきましては非常に不便を感じるし、そして福生市であれだけりっぱな球場ができたんだから、福生市福生球場とか、そういうふうにやるべきだという声が非常に市民の中に強いもので、これらにつきましては理事者は、私は一つの課題として投げかけておきますので、研究していただきたいと思います。ということを提案申し上げます。

○議長（小林菊三君） 塩野君の質問です。

○二十四番（塩野鉄之助君） 塩野君もえたらいいんだけれども、いまもらえないと思っております。もらえたらもらっていいです。

○建設部長（浅見啓康君） 御指摘のとおり、確かにことはたまたま高松野球場が開催されました。その案内にも牛浜という名前がついておりました。福生が、この

間、いというのに対して私も何も残念なような気がしたわけでございます。

もういった点で教育委員会等とも協議しまして適当な機会に福生球場というふうな形に改めた方がよろしいんじゃないかというふうな協議をしたことばございます。いま御指摘いただきましたような線が、私も関係者と協議いたしまして、それ相応の適切な名称に変更する気持で、そういう形でいま取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

（「はい、いいです」と呼ぶ声あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終ります。

○四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七十六号については、建設委員会に付

託せんことを均します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十議案第七十七号福生市民憲章制定案議

会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第七十七号に対する提案理由の説明を申し上げます。

御案内のとおり福生市民憲章は、去る三月の市議会におうすし、議決

とされ、七月一日に発表に相なりました。したがって本条例は所期の目的を達成をいたしましたので、ここに廃止をしようとするものでございます。

難解でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よう議案第七十七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時

開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一議案第七十八号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第七十八号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立について、提案理由とその内容について、御説明申し上げます。

三多摩地域におけるごみ問題を根本的から解決するため、ここに二十五市二町の自治体が共同して処分場の設置及び管理を共同処理するためここに処分組合の設立規約の御提案を申し上げた次第でございます。

内容について御説明申し上げます。

三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の第一条につきましては、名称を東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合というふうに名称をいたしたい。組織団体については、なだいま申し上げましたとおり二十五市二町をもって組織する。

共同処理する事務につきましては、一般廃棄物の最終の処分が主たるものでございまして、その設置、管理に関する事務を共同処理しようというものでございします。

事務所につきましては、現在自治会館にあります所を場所にいたしまして、府中市新町二丁目七十七番地の一東京自治会館内に置く。

それから組合の議会につきましては、組織といたしまして各組織団体のうちから一七ずつ議員三人を選出していただく。

それから議員の選挙につきましては、その議会において選挙いたします。
任期につきましては、組織団体の議員としての任期による。

それから補欠選挙につきましては、これは補欠が出た場合には、速やかに補欠の選挙を行って申請をする。

それから議長及び副議長につきましては、議員のうちから選挙いたしますということになっております。任期につきましても、その議員の任期中ということに決まっております。議長が欠けた場合においては副議長がその職務をとる。

それから組合の執行機関につきましては管理者、副管理者を置く。管理者は一名、副管理者は三名を置いてそれぞれ執行を行う。

それから次の理事会につきましては、管理者、副管理者以外の各組織団体の長をもって理事会を置くということにいたしました。この理事会の内容及びいたしましては、議案その他組合の運営にかかわる基本的事項を審議するということに限定されております。

収入役については、組織団体の収入役のうちから管理者が議会の同意を得て選任する。それから収入役の職につきましては、その職を失ったときは、当然に

組合議会の収入役の職を失うということをはっきり明確化してある。

それから事務局に事務局長その他の職員を置いて執行する。

それから監査委員につきましては、第十四条につきましては選任と任期でございますが、それぞれ議会の議員の任期としております。

それから組合の経費につきましては、組織団体の負担金及びその他の収入をもつて支弁する。その他の収入につきましては国、都の補助金をもちえておられると思います。前項の負担金は、議会の議決を経てその都度毎年度決めるという考え方を持っております。

それから附則につきましては、東京都の知事の許可があった日から施行いたします。第二項におきましては、組織団体中で現在使用している最終処分場については、これは第三条の規定にかかわらず、当分のままで置くということを意図しております。それから第三項につきましては、設立当初の議員につきましては、

第六条の各議会で選出するものをここに附則で組織団体の議会の議長が指名する者をもってあつてということ、即知事の許可と同時に議会構成をしなければ間に合いませんので、それぞれそのような附則をもって措置した次第でございます。

それから第四項にうましては管理者が互選されるまで田無の市長を管理者
——いま現在準備委員会の委員長をしてあります田無の市長さん、管理
者互選されるまでの間は田無の市長を管理者としてすべての事務を執行
するということになっております。

以上、はなはだ推駁でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決く
だういたしますようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(小林南三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二一番(末次性男君) ここに秋川市が振れておりますけれども、これは秋川市は
自分自身の処理場所を持ってゐるとか、処理能力があるということが入つていないの
かどうかということをお聞きしたいと思ひます。

それからもう一つは、これはやはり廃棄物の置き場を見つけて、そういうことを
共同でやろうというようなことだと想像しますが、せんだって、あるところで、何かこれ
に對して、その地区らしい人の発言ですけども、非常に重大な関心を持ってゐるよう
に聞いておりますが、これは全く全然どうも思ひもしてない場所等においては、というのが、

あるいは、あらかじめ大体そういう所を二応きうて、こういうものごとく組織しようとし
るのか、その点、差し支えなければ、お答え願ひたいと思ひます。

○市民部長(生子国利君) 御答弁申し上げます。

ただいまの秋川市につきましては、秋川市はか二町一村、その関係につきましては、
五日市衛生組合の関係で約四十年から五十年の場所を持ってあります。したがっ
て、これに加入する考えは、いまのところはないというふうになっておりますけれども、
しかし、共同でこういった事業を行うという場合には、やはり全体的に入らなければ
ならないというのが普通通なんですが、これもいまのところ、そういうスタートにつまして
一はそういう考え方でございますが、いざれ積極的に働かなくて、やはりニヤ摩一
戸にのみ処理をするという考え方を持っております。とりあえず、いまのところ
秋川市についてはそういう考え方でやっております。

それからもう一つは、奥多摩についても同様な関係、奥多摩も約五十年程
度の埋設する穴を持っております。そこで今回についてはとりあえず入らないという
ことになっております。

それから確かにいまのこの規約をつくるというのは目的を持って進めてゐるわけだす

が、実は、われわれも知らなかったわけですが、場所という問題については、非常に
かえりて発表したために混乱を来すというふうな関係で、いまだ、昨年から一
応は目鼻をつけて準備委員会の役員としてはスタートしてきたようです。地元
折衝等の問題もございまして、発表の段階に至らなかつたわけですが、ことしにな
りまして、来る八月ですか、新聞に出まして、日の出町の中の山林に埋設するこ
うなことが、これはするということじゃなくて、現在は調査の段階にやらせてくれ
ということ、調査段階まで折衝は進めておたんです。これは日の出として全協
その他を開きまして、町長としてはこれはどうしても発表しなけりやうな段階だ
ということ、準備組合としては発表いたしませんでしたけれども、日の出の
のにおいて町長がやむを得ず発表したということでございまして、したがって準備
組合としては、これに対しては自発的に要望を流したか、こうじゃないということ、
その点をはっきりしていかないと問題が生じます。ですから日の出の現在のところ
は予備調査は受け入れる。調査をしたその結果によつてこれを最終的に交通
量、搬入路、それから形態、そういうものを全部調べた結果、提案いたしまして、
そして、こういう方法でどうだろうということを出した場合、向うがこれを飲むか

飲むまいか、これはまだわからないということの段階ですが、しかし、現在は日の出と
してはスポーツの森林というものを基本計画の中にうたいまして、そのスポーツの森林
というのは今後十年間後につくる。その場所は、日の出と秋川市との境にござい
ます。西多摩霊園がある西側になります。その山でございまして五十六万四
千トール。その沢が二つございまして、その沢をせきとめて一期、二期、十年間使
う。それで、使うということは、いわゆる組合の方が造成は全部引き受ける。埋めな
がら造成も含めて十年後にスポーツの森林として体育館なり、そういうものをつ
くる地盤をつくるのに埋めておいたのだ。それで地盤をつくる。それでお返し——お返
しと言ふといけなけれども、そういうところまで準備委員会としては、組合として
はやっている。

こういう条件で、したがってごみをただ捨てるということじゃなくて、捨てたもの
のその利用価値は後で考えた上でドッキングさせていくということ、組合として、
の主眼としてあるわけです。そして、いままではただ穴だけ埋めてお返しします
じゃなくて、そういう部としてそういうふうなやはりごみの跡地というものを十分活
用されるような方法でいくということ、これはわらうで、実は日の出が発表いたしましたわけ

ですけれども、予備調査に入る事になっております。

以上概要でございますが、細かくですともうとさらに時間がかかるわけでございますが、大ざっぱなところ、そういうことで一応目標はそこにしたという事でございます。

○二十一番(末次性男君) いずれ担当委員会に付託されて審議をされることと思
いますので、質問の方はこの程度でとどめます。

○六番(村尾栄次君) ちよとある点で市長にお願いしたいんですけれども、これはもち
ろ担当委員会ですれると思うんですが、ちよと交通の問題で、たと
えば西多摩の町にできるといふことになれば福生市内でも必然的に通る可能
性が非常に多いわけでございます。その場合にはこういう問題についても、何こ
うの地元としてはいろいろ見返りがあるといふことで承認しても、その途中の
市町村や何かでやはりいろいろそういう問題、いろいろ派生的なものが出てくるだ
ろうと思うので、そういうことについても準備委員会なりいろいろ要求をしていく
という姿勢をとってもらいたいと思います。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七十八号については、厚生委員会に
付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百七十八号は、厚
生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第百七十九号昭和五十五年度福生市一般会
計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議

案第七十九号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第四号)につきまして、御説明を申し上げます。

本補正予算案は、まず歳入におきましては確定をいたしました市税五千八百七十四万三千円、地方交付税一億六千五百六十三万六千円、前年度繰越金八千六百二十万四千円等を財源といたしまして、歳出におきましては、去る六月の期末手当の際、職員に支給をいたしました期末手当の現在の予算との差額分の三ヶ月プラス六千円、総額二千五百五十八万六千円。さらに地方交付税の中には西多摩衛生組合の分が入っておりますので、歳出におきましてこの分八千二百八十万円を計上いたしております。また道路橋梁費として四千五百七十一万一千円、公園整備費として五千万円等が主なものでございます。

次にそれぞれの内容について、御説明を申し上げます。

まず総則におきましては、既決予算額に三億二千三百九十九万八千円を追加をいたしまして、その総額を九十三億三千四百十八万四千円と定めようとするものでございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

まず市税におきましては五千八百七十四万三千円の追加補正でございます。内容は市税個人分といたしまして三千八百七十一万五千円、固定資産税一千四百二十万四千円、都市計画税三百六十三万四千円等が、その内容でございます。

地方交付税におきましては、先ほども御説明申し上げましたように、今回確定をいたしまして、その総額が十一億一千七百八十六万六千円と相りましたので、当初予算との差額一億六千五百六十三万六千円を計上したものでございまして、なお、このうち衛生組合の分が八千五百一十八万八千円入っております。

国庫支出金におきましては二十二万二千円の計上でございます。これは理科教育等設備整正備の補助金でございます。

また部支出金では一千二百七十一万一千円の計上でございますが、市道整備事業補助金として二百七十一万、交通安全施設等の整備事業補助金八百二十六万四千円等でございます。

また寄付金の六十万円は、図書購入費の寄付金として寄付をされたものでございます。

それから繰越金が八千六百二十万四千円の計上でございます。これは前